

**いばらき県央移住PR・都内移住相談事業
企画運營業務委託仕様書**

1 委託業務の目的

県央地域9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）により構成されるいばらき県央地域移住・定住促進協議会（以下、「協議会」という。）では、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、令和4年度から5年間、圏域への移住・定住の促進に係る取組を進めることとしている。

本委託業務は、民間事業者の集客力やノウハウ等を活用し、都内において、圏域の暮らしの魅力をPRするとともに、各市町村への移住相談等が可能なイベントを開催することにより、移住先としての圏域の認知度向上及び圏域への移住機運の醸成を図ることを目的に実施する。

2 委託業務名

いばらき県央移住PR・都内移住相談事業企画運營業務委託

3 委託業務の発注者

いばらき県央地域移住・定住促進協議会（事務局：水戸市市長公室政策企画課）

4 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月15日（月）まで

5 委託場所

茨城県水戸市中央1丁目外地内

6 委託業務の内容

本委託業務の目的を達成するため、受託者は次の業務を行う。

(1) 移住PR・移住相談イベントの企画運営・実施

圏域の暮らしの魅力をPRするとともに、圏域への移住に関心を持つ者等が各市町村職員へ移住相談ができるイベントの企画運営等に係る業務全般を、発注者と協議の上、実施すること。

特筆すべき点は以下のとおり。

ア 開催場所

東京都内

イ 開催回数

1回以上

ウ 対象者

- (ア) 地方移住に関心を持つ首都圏在住者
- (イ) 圏域への移住を検討している者

エ アンケートの実施について

イベントの実施に当たっては、参加者に対し、イベントへの参加の前後で自身の移住に関する意欲に変化が生じたか等を問うアンケートを実施すること。

オ 集客に向けたPRについて

受託者が有する媒体、ネットワーク、広告手法その他のノウハウを活用し、イベント来場者の確保に向けた効果的なPRを企画及び実施すること。

なお、PRについては、イベント来場促進とともに圏域の暮らしの魅力を発信する内容とすること。

【参考】「圏域の暮らしの魅力」について

イベント内や集客においてPRを実施する際は、以下の内容を主軸とした、圏域の暮らしの魅力発信を図ること。

- a 教育・医療機関等が集積する中核市
- b 海から山まで豊かで多彩な自然環境
- c 利便性の高い暮らし
 - ・ こどもの遊び場や大型商業施設等の日常的に利用が見込まれる施設が数多く立地
 - ・ JR常磐線をはじめとした鉄道路線や3本の高速道路に加え、空港やフェリー港を有することにより、首都圏をはじめとした全国へのアクセスに優れている。
- d 圏域の暮らしの魅力は、a～cにより、理想のライフスタイルを実現することができると同時に、安心の都市インフラによる不自由のない生活ができるシームレスな一体の生活圏であること。

(2) 事業報告書の作成

本委託業務として実施した全ての取組を事業報告書として取りまとめて提出すること。

報告書には、事業内容、広報実績、イベント参加者数、アンケート結果、その他事業効果を把握できる内容を記載するとともに、今後の移住促進施策に関して新たな課題が見つかった場合、それを解決するための提案を盛り込むこと。

7 その他運営上の要件

(1) 実施体制

業務責任者を置くとともに、契約締結後、業務主任技術者選任通知書を作成して提出し、業務全般の管理を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

8 成果物

(1) 事業報告書

完成品を電子データ（PDF 形式）で納品すること。

(2) 本委託業務において撮影した全ての写真・動画データ

発注者あてU S B等の外部記録媒体に格納し提出すること。

(3) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する素材

Microsoft Office(Word、Excel、Power Point)形式やai 形式(非アウトライン化)など、発注者が今後、協議会事業に利用できるファイル形式により、発注者あてU S B等の外部記録媒体に格納し提出すること。

9 留意事項

(1) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する文章・写真等全ての素材の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、全て発注者に帰属することとする。また、受託者はそれらの成果物及び成果物を構成する素材について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこととする。ただし、企画提案書に受託者が希望する著作権の取扱いに関する記載があり、かつ受注後に書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。

(3) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、それらを発注者が次年度以降の協議会事業の中で使用する場合においても、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害することがないように事前承諾を得るなどの手段により保証しておくこととし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。

(4) 受託者は、本委託業務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後についても、同様とする。

(5) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けることとする。

(6) 受託者は、本委託業務完了後から令和9年3月31日（水）までの間、その成果物に、受託者に非がある瑕疵や誤謬等の不備が発見されたときは、速やかに成果物を訂正しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び不明な点は、発注者・受託者の協議の上、決定する。